

ひ情報審答申第1号
令和6年9月24日

ひたちなか市長 大谷 明 殿

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
会長 野村 貴広

保有個人情報不開示決定に関する審査請求について（答申）

令和6年8月26日付けひたちなか市諮問第6号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

令和6年5月29日付けで提起された保有個人情報不開示決定（令和6年3月18日付けひたちなか市指令第1720号）に対する審査請求の事案

る理由にはならない。

- (4) 支援措置申出書の提出後に別の市区町村に住所を移した場合、支援措置申出書の提出先と現在住民票がある市区町村とは異なることになる。そうすると、支援措置申出書の提出先が判明することにより、支援措置の申出者の住所を特定する端緒になるという処分庁の主張には理由がない。
- (5) 審査請求人は、住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）の妥当性についての反論の機会を閉ざされており、不当である。

第3 処分庁の弁明の要旨

1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

2 審査請求の理由に対する弁明

処分庁は、弁明書においておおむね次のように説明している。

- (1) 審査請求人が開示を求めた保有個人情報、審査請求人の配偶者が審査請求人を相手方とする支援措置申出書をひたちなか市長に提出しているか否かという情報を含む。当該情報は、支援措置の申出者に関する情報といえるため、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、不開示情報に該当する。
- (2) 仮に、審査請求人から全ての市区町村長に対して開示請求が行われ、支援措置申出書を保有していない市区町村長が保有個人情報の不存在を理由として不開示決定をし、支援措置申出書を保有している市区町村長が開示請求者以外の個人情報が含まれていることを理由として不開示決定をした場合、支援措置申出書が提出された市区町村長が判明してしまふ。そして、支援措置申出書の提出先となる市区町村長は、支援措置の申出者の住民票や戸籍の附票のある市区町村の長であり、支援措置申出書を提出した市区町村が明らかになると、支援措置の申出者の住所を特定する端緒となり得るため、支援措置制度の目的が損なわれることになる。
- (3) したがって、本件保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、支援措置の申出者がひたちなか市長に支援措置申出書を提出したか否かを明らかにすることになり、これによって支援措置の申出者の住所の特定につながり、支援措置制度の目的を損なうといえることから、保有個人情報不開示決定をした。

第4 審査会の判断

1 法の趣旨等

(1) 処分庁は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否している。

法第81条の趣旨は、保有個人情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行なうことが原則であるが、対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法に規定する不開示情報を開示することとなる場合には、第三者の権利利益を保護するため、例外的に保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものである。

(2) また、法第78条第1項第2号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示情報である旨を規定している。同号は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とすることにより、当該個人の権利利益を保護するものである。ただし、同号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、不開示情報としないこととしている。

2 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

本件開示請求の対象となる保有個人情報は、「支援措置の申出者が審査請求人を相手方としてひたちなか市長に提出した支援措置申出書及びその添付書類に記載された審査請求人の個人情報」である。

3 本件開示請求の対象となる保有個人情報を明らかにしたときに、明らかになる情報について

(1) 本件処分は、上記2で示した開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法第78条第1項第2号本文に規定する不開示情報を開示することになるとして、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

(2) 本件において、上記2で示した開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにすると、 氏が審査請求人を相手方とする支援措置申出書をひたちなか市長に提出しているか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかになることが認められる。

4 法第78条第1項第2号本文の該当性

(1) 本件存否情報が、法第78条第1項第2号本文に該当し、不開示情報といえるかを検討する。

(2) 本件存否情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、本件存否情報は、法第78条第1項第2号本文に該当する。

5 法第78条第1項第2号ただし書イの該当性

(1) 本件存否情報が法第78条第1項第2号本文に該当する場合であっても、同号ただし書イに該当する場合は、不開示情報に当たらないので、以下検討する。

(2) 審査請求人は、審査請求人が[]へ請求した戸籍の附票の写し交付請求（令和6年4月12日付け）に対する決定書[]により、[]氏が支援措置の申出を行ったことが明らかになっているのであるから開示しても個人情報の保護に欠けることがない旨主張する。

しかし、当該決定書によっても、[]氏がひたちなか市に支援措置の申出を行ったか否かという情報は明らかになっていないのであるから、当該情報は「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とはいえず、法第78条第1項第2号ただし書イに該当しないと考える。

(3) また、審査請求人が調停等において、偶然、現住所や支援措置の申出書を提出した自治体を知ることができたとしても、それは個別的な事情に過ぎず、「慣行として」審査請求人が知ることができない情報とはいえないため、法第78条第1項第2号ただし書イには該当しないと考える。

(4) よって、本件存否情報は法第78条第1項第2号ただし書イに該当せず、同号本文の規定により不開示情報に該当する。

6 本件処分の違法性及び妥当性について

(1) 上記2から5までによれば、本件開示請求の対象となる保有個人情報の存否を明らかにすること自体が、不開示情報を開示することになるということが出来るため、法81条により当該保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することができる。

(2) また、審査請求人は、審査請求人と審査請求人の子の面会交流調停等により審査請求人の配偶者が[]にいたることが既知となったことから、支援措置の申出書を提出した自治体が判明しても支援措置制度の目

的を損なうことがない旨主張する。

しかし、支援措置の申出を行った時点における住所についても通常知られたくない情報であり、また、これを基に現住所を探索する端緒となり得るため、支援措置の申出書を提出した自治体がどこであるかの情報については、開示しないことが支援措置制度の目的に沿うといえる。

したがって、支援措置制度の目的から考えても、支援措置の申出を行った時点における住所については、不開示とすべきと考える。

(3) 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関するものではなく、審査会の判断に影響を及ぼすものではないと考える。

(4) よって、本件処分には、違法又は不当な点は見当たらないと考える。

7 結論

以上により、本件審査請求は理由がないので、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和6年8月26日	諮問
令和6年9月24日	第1回審査会

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	備考
伊藤 幸司	副会長
川上 俊也	
谷口 かよ子	
中郡 勝男	
野村 貴広	会長